

答弁協議における効果的な弁護

——近時の合衆国最高裁判例の検討——

田 中 優 企

- 一 はじめに
- 二 Jae Lee v. United states
- 三 先例における Strickland 基準
- 四 侵害要件の判断基準
- 五 おわりに

一 はじめに

アメリカ合衆国憲法第六修正⁽¹⁾は、被告人に、弁護人の助力を受ける権利（弁護権）を保障する。この弁護権は、被告人に、弁護人の助力を受けられることに加え、その助力（弁護活動）が「効果のあるもの（effective）」であること

答弁協議における効果的な弁護（田中）

までもも保障する権利（効果的な弁護を受ける権利）を内包することがアメリカ合衆国最高裁判所の判例⁽²⁾によって確立している。

そして、合衆国最高裁は、*Strickland v. Washington*⁽³⁾において、当の弁護活動が効果のあるものであったか否かを判断するための基準（以下、*Strickland* 基準）を提示した。この基準によれば、被告人が当の弁護活動が効果のないものであったことを証明するためには、

- ① 当の弁護活動が、弁護人に通常期待される程度という客観的基準を満たしていたか否か（以下、活動要件）
- ② 当の瑕疵ある弁護活動によって、判決に影響を及ぼす程度の不利益を受けたか否か〔具体的には、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること〕（以下、侵害要件）

という二つの要件を充足することを証明しなければならない。

さらに、合衆国最高裁の判例により、弁護権（及び効果的な弁護を受ける権利）は、公判手続だけでなく、刑事手続の全ての「重大な段階（*critical stage*）」⁽⁴⁾にも保障される⁽⁵⁾。この重大な段階には有罪答弁も含まれている⁽⁶⁾。

合衆国最高裁は、二〇一八年六月、*Jaе Lee v. United states*⁽⁶⁾において、答弁協議で、有罪になった場合には国外退去が義務付けられるにもかかわらず、弁護人がこれとは反対の説明を被告人に行い、被告人がこの説明に基づいて有罪答弁をしたという事案の下、本件弁護活動は効果のない弁護に当たるとする判断を示した。この判断は、有罪答弁における効果的な弁護に関する一事例にとどまらず、これまでに判断されることが少なかった「瑕疵ある弁護活動のため、有罪答弁をし、公判を放棄することになった」という事案であるため、今後、この問題を考えていく上での重

要な判断であると思われる。また、法廷意見と反対意見の対立を通じて、これまでの先例における *Strickland* 基準（特に、侵害要件）が整理されている。

そこで、本稿では、まず、二で、*Jae Lee* の事実の概要や判示などを紹介した後、三で、*Jae Lee* の法廷意見と反対意見の対立をもたらした先例を紹介する。そして、四で、それまでの検討を踏まえて、有罪答弁における効果的な弁護での侵害要件の判断基準を分析し、最後に、五で、*Jae Lee* の意義、射程及び今後の答弁協議への影響を整理する。

Ⅰ Jae Lee v. United states

1 事実の概要

(1) 申請人 *Jae Lee* は、一九八二年（当時一三才）に韓国から移住して以来、約三五年、アメリカ合衆国で生活を送ってきた者であり、この間、韓国には一度も帰国していなかった。*Lee* は、アメリカ合衆国の国籍を取得しておらず、永住権を取得し生活を送っていた。

Lee は、テネシー州メンフィス郊外で飲食店を経営する一方で、違法薬物を密売していた。二〇〇八年、連邦捜査官は、情報提供者から、*Lee* が八年にわたり違法薬物をこの情報提供者に密売していた旨の通報を受けたため、令状に基づいて *Lee* の自宅を搜索した。その結果、連邦捜査官は、エクスタシー八八錠、ベイリウム三錠、現金三二、四三二ドル及び装填済みのライフルを発見した。*Lee* は、この違法薬物が自分のものであること、友人にエクスタシーを譲渡したことを認めた。

(2) 大陪審は、Leeを、譲渡の目的でエクスタシーを所持した罪⁽⁷⁾で起訴した。Leeは、私選弁護士（以下、本件弁護人）を選任し、合衆国政府との答弁協議の手續に入った。

答弁協議において、Leeは、本件弁護人に、アメリカ合衆国の国籍を取得していないことを伝え、有罪を言い渡された場合の永住権への影響を懸念して、刑事手続の結果次第では国外退去になるのかを繰り返し質問した。これに対し、本件弁護人は、被告人に、

。公判を選択することは、非常にリスクである

。有罪答弁をすれば、公判を選択して有罪を言い渡された場合よりも軽い自由刑になると思われる

。有罪答弁をしても、国外退去を課されることはないと思われる

。国外退去は答弁合意の内容ではないので、政府は国外退去にすることができない

と説明し、国外退去について一切心配する必要はないと断言した。

そのため、Leeは、本件弁護人のこの説明に基づいて、有罪答弁をした。なお、Leeには、公判を選択した場合に主張可能な抗弁が一切なかった。

(3) 合衆国 District Court は、Lee に対し、有罪・満一年の自由刑（但し、二か月間の刑の執行開始の猶予）を言い渡した。

だが、まもなく Lee は、服役後に国外退去になることを知った。すなわち、Lee が有罪答弁した犯罪は、Immigration and Nationality Act（移民国籍法）の「加重重罪」に該当するものであり、アメリカ合衆国の国籍を有しない者がこの犯罪で有罪を言い渡された場合には、国外退去を義務付けられることになっていた。⁽⁸⁾

そのため、Lee は、合衆国法典タイトル二八第二二五五条に基づき、答弁協議において効果のない弁護があったことを理由に、有罪と宣告刑の破棄を申し立てた。

Evidentiary hearing において、Lee 及び本件弁護人は、国外退去は有罪答弁をするか否かを判断する際の決定的な事柄であったと証言した。また、本件弁護人は、

。告発事実に対する抗弁が薄弱だったので、公判を選択することは妥当でないと考えた

。有罪答弁により国外退去が義務付けられることを知っていれば、公判を選択するよう助言したと思うと証言した。

Magistrate Judge は、これらの証言に基づき、効果のない弁護であったことを理由に、Lee の有罪答弁の無効と有罪判決の破棄を勧告した。

(4) だが、合衆国 District Court は、Strickland 基準に従い、大要、次の通り判示し、Lee の申立てを棄却した。

。有罪答弁の結果として課される国外退去について不適切な助言を行ったので、本件弁護人の弁護活動には瑕疵がある（＝活動要件を充足する）。

。有罪を立証する証拠が相当量あるので、公判が開かれれば、ほぼ確実に有罪と認定されて、相当長期の自由刑を言い渡され、服役後に国外退去になっていたと思われるので、本件の瑕疵ある弁護活動による不利益はない（＝侵害要件を充足しない）。

(5) これに対し、Lee が上訴適格認定書 (certificate of appealability) に基づき上訴したところ、第六巡回区 Court of Appeals は、大要、次の通り判示し、合衆国 District Court と同様、本件の瑕疵ある弁護活動による不利益はない（＝

侵害要件を充足しない」と判断した。

。Lee が侵害要件の充足を証明するためには、「本件の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁をせずに公判を選択したと思われる合理的蓋然性があること」を証明しなければならない。

。Lee には公判で主張可能な抗弁が一切なかったため、公判を選択した場合には、より長期の自由刑を言い渡されるだけで、その他に何ら利益を得ることはなかった。

。第六巡回区 Court of Appeals の先例によると、合理的な被告人であれば、国外退去が課される罪で起訴され、有罪を立証する証拠が相当量ある場合には、公判を選択せず、より短期の自由刑となるように答弁協議で交渉するものである。

2 本件の争点

(1) 本件では、有罪答弁を選択した場合に生じうる結果、すなわち、被告人に国外退去が課されるか否かについて誤った助言をした（正確な助言をしなかった）本件弁護人の弁護活動について、合衆国政府も当の弁護活動が不十分であったことを認めているため、活動要件を充足することに争いはない。

合衆国最高裁は、Padilla v. Kentucky⁽⁹⁾ で、弁護人が外国籍の被告人に国外退去が義務付けられることを説明しないまま、被告人が有罪答弁をしたという事案において、合衆国憲法第六修正は、弁護人に、合衆国市民でない被告人が有罪になった場合に移民であることを理由に生じうる結果（国外退去）について助言することを求めている旨、判示していた。

(2) 本件では、侵害要件の充足のみが争点となった。この点について、Leeの主張の要点は、

。結果として国外退去になることを知っていたれば、有罪答弁をすることは一切なかった。

。アメリカで引き続き生活ができるように、無罪を得られる見込みがわずかであり、より長期の服役になる危険性があっても、公判に望みを賭けていた。

として、国外退去になることを知っていたれば、有罪答弁をせず、公判を選択していたというものである。なお、Leeは、国外退去になることを知っていたれば、国外退去の回避に向けた交渉をしていた旨の主張もしたが、合衆国最高裁はこの主張については判断しなかった。

これに対し、合衆国政府の主張の要点は、

。Leeには公判で主張できる抗弁がなかったため、公判を選択しても、ほぼ確実に有罪を認定されて国外退去の対象となる上、より長期の服役になったと思われる。

。公判を選択した場合のLeeの唯一の望みが、無罪に結び付く予期予測できない事態が発生することだけであった。いづれにせよ国外退去になっていたのであるから、Leeの立場にある被告人が有罪答弁を拒否し公判を選択するというのは、不合理な判断である。

として、有罪答弁を受け入れたことによる不利益（侵害要件の充足）を証明することはできないというものであった。

3 ロバーツ首席裁判官執筆の法廷意見⁽¹⁰⁾

原判断破棄・差戻し

答弁協議における効果的な弁護（田中）

(1) 本件の場合、瑕疵ある弁護活動は、手続の信頼性が問われる事態ではなく、手続それ自体の剝奪をもたらしたものとされる。そのため、当裁判所は、被告人が、権利を有していた一つの裁判手続の全てを剝奪されたことによって、不利益を受けたか否かを検討する。

Hill v. Lockhart⁽¹⁾で判示したように、被告人は、瑕疵ある弁護活動のため、公判審理を受ける機会を奪われ有罪答弁をすることになったと主張する場合には、その瑕疵がなければ、有罪答弁をせずに公判を選択したと思われる合理的蓋然性があることを証明することにより不利益の証明をすることができる。

反対意見によれば、この証明に加えて、被告人は、公判を選択した方がより望ましい結果になったと思われることも証明しなければならぬとする。たしかに、公判を選択するか否かの判断が無罪を得られる被告人の見通しに基づいており、その見通しの形成に弁護人の瑕疵が影響した場合にはその通りである。しかし、本件弁護人の瑕疵は有罪答弁をした場合の結果の理解に影響を及ぼすものであった。当裁判所は、Hillにおいて、まさにこの種の瑕疵を正面から取り扱い、弁護人の瑕疵がなければ、公判がどのように展開されていたかを仮定的に問うことをしなかった。

(2) 合衆国政府は、第六巡回区 Court of Appeals と同様、公判で主張可能な抗弁がない場合、被告人は、公判審理を受ける権利を剝奪されたことを理由に不利益を証明することはできないとする画一的な法準則の採用を求めている。しかし、このようなカテゴリーカルな法準則は、証拠を総合して事案毎に検討する当裁判所のこれまでの判断基準にそぐわない。また、Hill で示した判断基準は被告人の意思決定に焦点を当てているところ、その意思決定は公判を選択した場合に有罪となる見込みのみに基づいてなされるものではない。

無罪を勝ち取る見込みのない被告人が、公判を選択した場合よりも望ましい解決をもたらす有罪答弁を受け入れた

とき、有罪答弁による不利益を証明することができるのはまれである。しかし、その理由は、この場合の判断基準が有罪それ自体の蓋然性に着目するためではなく、被告人が公判を選択した場合の自らの見通しを重く見たことが明らかなためである。

一見して公判で無罪を勝ち取る見込みがない場合、被告人が有罪答弁を受け入れる可能性は高い。しかし、当裁判所の先例で判示されたことはないが、被告人が考えるのは公判で無罪を勝ち取る見込みだけではないというのが常識である。被告人の見立てによれば、公判を選択して有罪となった場合の結果と、有罪答弁をして有罪となった場合の結果を比較し、それぞれの結果が同程度に厳しい場合には、無罪となる見込みが極めてわずかであっても、公判を選択する方が魅力的に見える場合もある。Leeによれば、国外退去を回避することが当時の決定的な要素であったので、国外退去になるまでの服役期間の長短は重要ではなかったため、国外退去につながるような有罪答弁は拒否し、公判を選択してHal Maryに望みを賭けた、という。

合衆国政府は、このような場合、公判を選択した場合に無罪を勝ち取る見込みは不利益の有無の審査とは無関係であると主張し、Stricklandの「被告人には不法な意思決定者による幸運を授かる資格が一切ない」という判示を指摘する。だが、この判示部分は、手続の信頼性を仮定する議論する中でのものであり、本件のように被告人がある手続を完全に剝奪されたという場合、この仮定は一切関係がない。

(3) 終局性という強力な社会的利益は、有罪答弁に基づく有罪について特別な力を持っている。裁判所は、弁護人の瑕疵がなかった場合、どのような有罪答弁をしたのかということについて、被告人の事後的な評価のみを理由に、有罪答弁を無効にしてはならず、被告人が実際に表明した選択を示す当時の証拠に目を向けなければならない。

本件の事実関係によれば、Lee が答弁協議を受け入れるか否かを判断する際に、国外退去になるか否かが決定的な争点であったことに疑問の余地は一切ない。

国外退去は、通常、極めて厳しい制裁である。当裁判所はこれまで、我が国での生活を継続する権利を保持することの方が服役の可能性よりも重要となる場合があることを認めてきた。Lee は、我が国で約三〇年生活をし、テネシー州で二つの事業を展開し、年老いた両親（いずれも帰化して合衆国市民である）の世話をすることのできる唯一の家族である。このように、我が国とは強い結び付きがあるのに対し、韓国とは結び付きを示すものは一切ない。

当裁判所は、Lee のような立場にある被告人が有罪答弁を拒否し公判を選択するのは不合理である、という見方には同意できない。Lee は、本件弁護人の瑕疵がなければ、有罪答弁をした場合には「確実に」国外退去になることを認識していたと思われる。これに対し、公判を選択した場合には「ほぼ確実に」国外退去になる。Lee のように、我が国とのみ強い結び付きを有しており、公判を選択した場合の結果と有罪答弁をした場合の結果がさほど変わらない場合、この「ほぼ」というのは大きな違いであると思われる。国外退去を回避するため公判に一縷の望みをかけることは、仮に一年または数年服役期間が延びることになっても、帳尻が合うのである。Lee のような立場にある被告人がみな、有罪答弁を拒否するわけではないが、有罪答弁を拒否することは不合理な選択であるとまでいうことはできない。

以上の通り、当裁判所は、Lee は、本件弁護人の瑕疵がなければ、有罪答弁をせずに公判を強く望んだと思われる合理的蓋然性があることを証明した、と結論付ける。

(1) 合衆国憲法第六修正は、弁護人に、有罪答弁の結果として国外退去になる可能性について正確に助言することまで求めている。

(2) ① 法廷意見は新奇な基準を提示したが、この基準は当裁判所の先例に従ったものではない。

Strickland によれば、侵害要件の「当の手続の結果」が被告人に対する訴追全体の結果をいう。また *Strickland* は、「合理的蓋然性」について、その訴追全体の結果に対する信用を根底から失わせるのに十分な蓋然性と定義付けた。さらに、*Strickland* は、当の弁護人の瑕疵が、当の刑事手続上の結論に何ら影響を及ぼすものでなければ、当の結論を無効にする理由にならない、と判示した。

両当事者は、不利益の有無の審査が客観的な意思決定者を仮定して行われることに同意する。*Strickland* によれば、被告人にとってより望ましい結果になる見込みを評価するに当たっては、恣意、奇抜、気まぐれ、法の無効などの可能性を排除しなければならない。また、その評価は、(過酷さや寛容さに対する特異な傾向を含む) 特定の意思決定者固有の特質といった主観的な要素に依拠しない。言い換えれば、被告人には不法な意思決定者による幸運を授かる資格が一切ない。不利益の有無の審査は、当の意思決定者が、当の判断基準を合理的、良心的かつ不偏的に適用するとう仮定に基づいて行われなければならない。

Hill で提示された判断基準は、仮に被告人が当時いずれにせよ有罪答弁を受け入れていたと思われる場合には、当の結論が異なったことを示すことができないという現実を踏まえたものにすぎない。言い換えれば、被告人が公判を

選択したと思われることを証明できることは、不利益の証明に必要であるが、それだけでは不十分なのである。

特に、不利益の有無の審査は、主に、弁護人の瑕疵がなければ、被告人の無罪または有罪を示す当の証拠によると、当の手続の結果が異なる可能性があつたか否かという予測に依拠している。それゆえ、公判になった場合には無罪になつたこと、または、有罪の場合には実際の量刑よりも短期の量刑になつたことはおよそありえないという場合には、不利益を証明することはできない。つまり、被告人に求められるべき証明は、有罪答弁を拒否して公判を選択したと思われること、及び、最終的により望ましい結果になつたと思われることの二点である。

この解釈は、当裁判所の先例である *Prano v. Moore*⁽¹³⁾、*Missouri v. Frye*⁽¹⁴⁾ 及び *Laffer v. Cooper*⁽¹⁵⁾ によつて確立している。そして、これらの先例は、効果的な弁護を受ける権利を規律する他の事案（*アレインメント*、大陪審後の取調べ、大陪審後のラインナップなど）に関する当裁判所の先例と一致する。

② *Hill* は、不利益の有無を審査する裁判所に対し、被告人が有罪答弁をしなかつたならば開かれていたであろう仮定の公判に信頼性という推定を適用しよう説示した。そして、*Hill* は、「当裁判所が *Strickland* で判示したように、想定される公判の結果の予測は、必要があれば、特定の意思決定者の特異性に基づかず、客観的に行われなければならない。」と判示した。この判示は *Strickland* の当該部分をそのまま引用したもので、*Hill* は、不利益の有無を審査する際には、想定される公判は信頼性を有するということを仮定しなければならない、ということを示している。*Hill* は、想定される公判での結果の予測は常に必要とされるものではないと判示する。たしかに、*Hill* のように、被告人が有罪答弁を拒否して公判を選択したという最初の証明をすることができない場合、そのような検討は必要ない。しかし、この判示は、被告人が最初の証明をすることができるときについては、何も判示していないのである。

Hillは、有罪答弁それ自体は一般的に信頼できることを認めた。有罪答弁について、不公正な手続によって無辜への有罪がもたらされるのではないかとの懸念が生じるのは、まれである。それは、弁護人の助言に基づく有罪答弁は、それが任意にかつ結果を認識した上でなされたものであれば、信頼のおける、事実上の有罪の承認なので、当の事案から事実上の有罪に関する争点を有効に取り除くことになるからである。それゆえ、有罪答弁は、公判を開いた場合と同様、侵害基準による、人身保護令状の請求からの保護を受ける資格を有する。

法廷意見は、*Frye*と*Luffler*は、結果が異なる合理的蓋然性の証明に焦点を当てているが、被告人が有罪答弁をしなかった事案であるため、本件とは異なる形で不利益の有無を判断したものであるとする。しかし、*Frye*と*Luffler*（*vs*）らにはHillは、異なる判断基準を提示しようとしたものではない。当裁判所は、*Strickland*と同様の基準を適用したものであると繰り返し言明している。

(3) 正規の*Strickland*基準を適用する場合、Leeの立場に置かれた被告人は、当の刑事手続の結果が異なつたと思われる合理的蓋然性があることを証明できないと思料する。本件の圧倒的な有罪を示す証拠によれば、Leeの唯一の希望は、公判を選択してHail Maryに賭けることであつた。だが、*Strickland*は、不利益の証明において、Hail Maryの可能性に依拠する方法を明確に排除した。

圧倒的な有罪を示す証拠があり、抗弁が一切ないことからすれば、通常の裁判所や陪審は、被告人の有罪を認定すると思われ、他の評決に至る合理的蓋然性は全くない。それゆえ、Leeの立場に置かれた被告人であれば、有罪答弁を受け入れたか公判を選択したかを問わず、国外退去になつたものと思われ、有罪答弁をした方がより望ましいことは明白である。

5 本判決の小括

法廷意見と反対意見は侵害要件の充足の有無で結論を異にしたが、その理由は、本件のような事案における侵害要件の判断基準の設定の仕方であった。

法廷意見は、瑕疵ある弁護活動によって公判審理の全てが剝奪された以上、仮定的であれ、公判を選択した場合の結果の見通しを立てて、有罪答弁を選択したことによる実際の結果と比較検討をするべきではなく、当の事案において、被告人が立てた公判の結果の見通しを踏まえ、公判を選択することが合理的であるといえればよい（要件④を充足すれば足りる）という見解に基づいている。

これに対し、反対意見は、仮定的ではあるが、客観的な判断として、公判を選択した場合の現実的な結果の見通しを立てて、この結果と有罪答弁を選択したことによる実際の結果とを比較検討し、その結果の差を見て、公判を選択した方が有罪答弁を選択した場合よりも、被告人に良い結果になっていたと思われる合理的蓋然性の有無の判断までをも求める（要件⑤に加え要件⑥の充足も必要とする）見解に基づいている。反対意見によれば、本件の場合、検察官による有罪立証は強固な証拠に支えられている一方で、被告人には主張可能な抗弁が一切なかったため、公判を選択した場合、被告人はほぼ確実に有罪を認定され、さらに、有罪答弁を選択した場合よりも重い量刑となるので、結果、要件⑥を欠き、侵害要件を充足しないという結論

	④当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁を選択していたと思われる合理的蓋然性があること	⑤公判を選択した方が有罪答弁を選択した場合よりも良い結果になっていたと思われる合理的蓋然性があること
法廷意見	必要	不要
反対意見	必要	必要

になったものと思料される。

このような侵害要件の判断基準の設定の仕方に違いが生じたのは、それぞれの判示にあるように、答弁協議における弁護活動に Strickland 基準を適用してきた合衆国最高裁の先例の理解の相違に由来する。すなわち、法廷意見は、Strickland 基準の内、侵害要件は各事案に応じた適切な判断基準に変容してきている（侵害要件の具体的な判断基準は事案によって異なる）と捉えたのに対し、反対意見は、侵害要件は一貫して同じ判断基準を採用していると捉えた。

そこで、次節では、法廷意見と反対意見の対立をもたらすこととなった合衆国最高裁の先例を紹介・検討することとする。

III 先例における Strickland 基準

1 Hill v. Lockhart

(1) 本件の事実の概要は、次の通りである。

第一級謀殺罪及び窃盗罪でアーカンソー州裁判所に起訴された III は、国選弁護士（以下、本件弁護士）が選任された後、州政府との答弁協議の手續に入った。当時のアーカンソー州法によれば、第一級謀殺罪の法定刑は、五年以上五〇年以下の自由刑又は終身刑及び一五、〇〇〇ドル以下の罰金であった。答弁協議の結果、両罪について有罪を認めることと引き換えに、第一級謀殺罪については三五年の自由刑、窃盗罪については一〇年の自由刑とし、両刑の同時執行を裁判所に求めることで合意に至った。III が、この答弁合意に従い、州裁判所の公判において有罪答弁をし

たところ、公判裁判所は、これを受理し、有罪を認定して答弁合意に従った刑を言い渡した。

しかし、IIIにはフロリダ州における重罪の前科があったので、アーカンソー州法では再犯者となるため、パロールの取得条件として刑期の半分の服役が求められるところ、答弁協議に際して、本件弁護士は刑期の三分の一の服役で足りるとの誤った説明をしていた。

(2) レーンキスト裁判官執筆の法廷意見は、大要、次の通り判示し、Strickland基準を答弁協議における弁護活動にも適用した上で、侵害要件の充足を否定した。

① 弁護人の助言に基づく有罪答弁の任意性を争う場合、被告人は、当の弁護人の助言がMcMan v. Richardson⁽¹⁷⁾で提示された基準（弁護人に通常期待される程度の能力に基づく助言と言えるか否か）に満たないものであることを証明しなければならない。McManで当裁判所が答弁協議における弁護活動の質について寄せた関心は、重罪で告発された被告人は全て、能力のある弁護人による効果のある弁護を受ける資格を有するという、より一般的な原理に由来する。そして、当裁判所は、Stricklandにおいて、McManを引きながら、活動要件を提示した。また、当裁判所は、Stricklandにおいて侵害要件を提示したが、この要件を課すことの理論根拠（弁護活動は案に応じた多様なものであり、瑕疵ある弁護活動の全てが、被告人に、判決に影響を及ぼす程度の不利益をもたらすわけではない）は答弁協議の事案にも当てはまる。また、答弁協議の事案で侵害要件を課すことは、有罪答弁の終局性という基本的利益の保護にも資する。

それゆえ、当裁判所は、活動要件と侵害要件の二要件で構成されるStrickland基準を、効果のない弁護を理由とする有罪答弁への異議申立てにも適用する。

② 答弁協議の事案において、活動要件は *McMan* などの先例で提示された基準を言い直すだけで足りる。

これに対し、侵害要件は、当の瑕疵ある弁護活動が当の答弁協議の結果に影響を及ぼしたか否かに焦点を当てることになる。すなわち、被告人は、侵害要件の充足を証明するためには、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁をせずに公判を選択していたと思われる合理的蓋然性があることを証明しなければならない。

③ *Hill* は、本件弁護人がパロールの取得条件を正確に説明していたならば、有罪答弁をせずに公判を選択したとまでは主張していない。*Hill* は、有罪答弁をするか否かを判断する際に、パロールの取得条件を重視していたことを示す事情を全く主張していない。

(3) ① 重罪で起訴された被告人は能力のある弁護人による効果のある助力を受ける権利を有するため、弁護活動の質の確保が求められるところ、*McMan* では、この要求は答弁協議においても同様であるとされた。そのような心から、*McMan* は答弁協議における弁護活動の質を判断するための基準を提示し、この基準として「弁護人に通常期待される程度 (reasonably)」を据えた。そして、*Strickland* では、*McMan* を引きながら、弁護活動の質を判断するための基準（＝活動要件）として、改めて、「弁護人に通常期待される程度 (reasonableness)」を据えた。このような先例の経緯によれば、*Hill* において、答弁協議における弁護活動にも *Strickland* 基準の活動要件が適用されたことは論理的であり、また、一貫性を有するものである。

また、*Hill* は、侵害要件を課す理論根拠が答弁協議における効果のない弁護の事案にも当てはまること、侵害要件を課すことにより有罪答弁の終局性という基本的利益との調和を図ることを根拠に、答弁協議における弁護活動にも *Strickland* 基準の侵害要件も適用した。

このような理論構成に基づき、Strickland基準は、元々、死刑事件の量刑手続での効果のない弁護に関する事案で提示されたものであったところ、Hillにより、答弁協議における弁護活動に適用されることになった。

② もっとも、侵害要件の具体的な判断基準は、「侵害要件の充足を証明するためには、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁を選択せずに公判を選択していたとされる合理的蓋然性があること」とされ、文面上、Stricklandでの「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること」と異にした。

この点について、Jae Leeの法廷意見は、Strickland基準の侵害要件を事案に応じて適切な判断基準に変容した上で、侵害要件の充足を証明するためには要件①のみで足りると判示したものであると捉えた。

これに対し、Jae Leeの反対意見は、Strickland基準の侵害要件は一貫して同じ判断基準を採用するものとした上で、その充足を証明するためには、要件①及び要件②両方の充足が必要であるが、Hillでは要件①の充足を証明することができなかったために、要件②の証明の必要まで言及しなかったにすぎないものであると捉えた。要件①が追加されたことについて、同反対意見は、被告人は有罪答弁の提案を受ける権利を保障されていないので、侵害要件の証明として、より条件の良い有罪答弁をするに至ったと思われることを証明するだけ、すなわち、答弁協議内での実際の結果と想定された結果を比較検討することでは証明するだけでは不十分なことから、要件①が追加された、とする。⁽¹⁸⁾

2 Missouri v. Frye

(1) 本件の事実の概要は、次の通りである。

Frye は、無免許運転（免許取消中の運転）の罪で逮捕された後、同じ罪で過去三度、有罪判決を受けていたため、ミズーリ州法上、長期四年の自由刑となるD級重罪として訴追された。

検察官は、Frye の弁護人（以下、本件弁護人）に対し、回答期限を設けて、有罪答弁の提案を文書で行なった。検察官の提案は、①重罪で有罪答弁をすれば、三年の自由刑と併せて、shock time と呼ばれるジェルへの一〇日間の収監を勧告する、または、②軽罪で有罪答弁をすれば、九〇日間の自由刑を勧告する（ミズーリ州法上、無免許運転の軽罪の場合には長期一年の自由刑となる）のいずれかを選択させるものであった。しかし、本件弁護人は、この提案を Frye に伝えないうまま、回答期限を徒過した。

その後、Frye は、予備審問の直前に、再び無免許運転（免許取消中の運転）を行ない、逮捕された。予備審問で、Frye は、先の訴追について、予備審問を受ける権利を放棄した。アレインメントにおいて、Frye は、当初、有罪ではない（not guilty）旨の答弁をしたが、その後、検察官との答弁協議に基づかず有罪答弁をするに至った。これに対し、検察官は、三年の自由刑と併せて、一〇日間の shock time を勧告した。裁判所は、Frye の有罪答弁を受理し、Frye に対し、三年の自由刑を言い渡した。

(2) ケネディ裁判官執筆の法廷意見¹⁹は、大要、次の通り判示し、州裁判所に侵害要件の充足について判断させるため、破棄・差戻しをした。

- ① 一般準則として、弁護人には、検察官から有罪答弁の提案があった場合、その提案と被告人に有利となるような条件を被告人に伝える義務がある。本件弁護人は *pro se* に検察官からの提案を伝えておらず、これは瑕疵ある弁護活動に当たるので、活動要件を充足する。

② 被告人が侵害要件の充足を証明するためには、

⑦ 弁護人が適切な助力をしていれば、被告人が検察官の有罪答弁の申し出を受け入れていたと思われる合理的な蓋然性があること

① 検察官が被告人の受け入れた有罪答弁の申し出を撤回したり、裁判官が有罪答弁の受理を拒否したりすることはないとと思われる合理的な蓋然性があること

⑧ 当の刑事手続の結果が、より軽い罪での有罪答弁やより軽い宣告刑のため、より望ましいものとなっていたと思われる合理的蓋然性があること

を証明しなければならない。

この判断基準は、*Hill*で提示された判断基準を変更するものではない。

⑦の設定について *Hill* は、当の事実関係において *Strickland* 基準を正確に適用したものであるが、答弁協議における瑕疵ある弁護活動について、侵害要件の充足を証明するための唯一の手段ではない。本件のような事案の場合、*Strickland* にいう「当の手続の結果が異なっていたと思われるか否か」というのは、当の瑕疵ある弁護活動がなければ被告人は公判を選択していたと思われるか否かではなく、先の提示された条件に従って有罪答弁を選択していたと思われるか否かを検討することが求められている。

④の設定について 被告人には、有罪答弁の申し出を受ける権利や、裁判官に有罪答弁を受理してもらおう連邦法上の権利は一切ない。ミズーリ州を含む一部の州では、検察官に、被告人と合意に至った答弁を撤回する一定の裁量を与えられている。また、連邦刑事訴訟規則やミズーリ州を含む一部の州の訴訟規則、当裁判所の先例により、

公判裁判所には、有罪答弁を受理するか拒否するかの一定の裁量が与えられている。

(3) *Frye* は、*Strickland* と *Hill* を踏まえた上で、侵害要件の判断基準として、㉗ないし㉘の三要件を設定した。*Frye* 自身、「弁護人の瑕疵がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性の有無の判断は、この枠組みの中で行うことができる」と判示する。⁽²⁰⁾

Frye について、*Joe Lee* の法廷意見は、瑕疵ある弁護活動のため有罪答弁を拒否してしまった（瑕疵ある弁護活動がなければ有罪答弁をしていたと思われる）本件事案に適するように、*Hill*とは異なる形の侵害要件の判断基準を設定したものと捉える。これに対し、反対意見は、侵害要件の証明として、㉗と㉘に加えて㉙の充足を明確に求めていることから、まさに *Strickland* と同じ判断基準を採用したものと捉える。

なお、*Frye* では、㉗と㉘の充足について州 Court of Appeals に判断させるために差し戻された。もっとも、㉙の充足については、合衆国最高裁へのサーシオレイライ以前に、州 Court of Appeals の判断において、検察官から提案された有罪答弁では一年以下の自由刑となる軽罪であったところ、実際に *Frye* が有罪答弁したのは四年以下の自由刑となる重罪であったことが認定されていた。⁽²¹⁾

3. *Laffer v. Cooper*

(1) 本件の事実の概要は、次の通りである。

Cooper は、ミシガン州法により、謀殺の意図を伴う暴行 (assault with intent to murder) など四つの罪で訴追された。検察官は、二度、*Cooper* に、有罪答弁をすれば、二つの訴因については訴追を取り下げ、残りの二つの訴因（謀殺の

意図を伴う暴行を含む）については、五一か月〜八五か月の自由刑を勧告する旨の提案をした。当初、Cooper は、裁判所との協議の中で、この提案に従って有罪答弁をする意向を示していた。しかし、Cooper の弁護人（以下、本件弁護人）が、Cooper に、本件の事実関係の下では Cooper が謀殺の意図を有していたことを検察官は立証できないとの助言をしたため、Cooper は、この助言に従い、有罪答弁の提案を拒否して、公判に臨んだ。公判の結果、Cooper は、四つの訴因の全てについて有罪判決を受け、一八五か月（必要的最低刑）〜三六〇か月の自由刑を言い渡された。

(2) ケネディ裁判官執筆の法廷意見⁽²²⁾は、大要、次の通り判示し、侵害要件の充足を肯定した。

① 侵害要件の充足を証明するためには、被告人は、専門家としての水準に満たない弁護人の瑕疵がなければ、当の手續の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があることを証明しなければならない。答弁協議の事案の場合、被告人は、弁護人の適切な助言があれば、当の答弁協議の結果が異なっていたと思われることを証明しなければならない。

Hill とは異なり、本件の場合、効果のない助力によって、有罪答弁の受入れではなく、有罪答弁の拒否に至っている。公判を選択しなければならなくなり、公判の放棄を選択できなかったことが不利益に当たる。このような事案の場合、被告人が侵害要件の充足を証明するためには、

ア 当の瑕疵ある弁護活動がなければ、被告人が有罪答弁の申し出を受け入れ、検察官もこの提案を撤回することはなかったと思われる合理的蓋然性があること

イ 裁判所も有罪答弁を受理していたと思われる合理的蓋然性があること

ウ 有罪答弁をした場合の有罪認定と量刑のいずれか一方又はその両方が、実際に言い渡されたものよりも軽

くなっていたと思われる合理的な蓋然性があること

を証明しなければならぬ。

② Cooper は、本件弁護人の瑕疵ある弁護活動がなければ、Cooper 自身と公判裁判所が当の有罪答弁を受け入れていたと思われる合理的蓋然性があることを証明している。また、当の有罪答弁を受け入れず、公判で有罪を認定された結果、Cooper は、当の有罪答弁で予定されていた刑よりも、短期が三・五倍となる刑を言い渡されている。

(3) ㉗と㉘について Frye と文言の違いがあるものの、枠組みは Laffler も同じである。

Jae Lee の法廷意見は、Frye と同様、瑕疵ある弁護活動のため有罪答弁を拒否してしまった（瑕疵ある弁護活動がなければ有罪答弁をしていたと思われる）本件事案に適するように、Hill とは異なる形の侵害要件の判断基準を設定したものと捉える。同法廷意見は、判示の中で、Frye 及び Laffler との事案の違いを強調し、「Frye 及び Laffler は、侵害要件の証明について、有罪答弁を受け入れなかった事案に適するように、異なる形のもを明示したものであって、Hill で提示された判断基準に新たな要件を付け加えたものではない。」と述べている。⁽²³⁾

これに対し、反対意見は、Frye と同様、侵害要件の証明として、㉗と㉘に加えて㉙の充足を明確に求めていることから、まさに Strickland と同じ判断基準を採用したものと捉える。

4 小括

以上見てきたように、Jae Lee の法廷意見は、Strickland、Hill、Jae Lee、Frye、Laffler それぞれの具体的な事実関係に適した形で、Strickland 基準の内の侵害要件の判断基準が変容してきたものと理解している。

これに対し、*Jae Lee* の反対意見は、*Strickland* 以来、一貫して、*Strickland* 基準の内の侵害要件の判断基準として、有罪答弁を選択する場合の結果と公判を選択する場合の結果を比較し、当の瑕疵ある弁護活動がなければより良い結果になっていたことの証明を求めてきているものと理解している。

そこで、次節では、*Jae Lee* を含め、有罪答弁における効果的な弁護が問題となる場合の侵害要件の判断基準について検討する。

四 侵害要件の判断基準

1 *Strickland* 基準における *Hill* の位置付け

侵害要件について、*Strickland* 基準では、「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の手続の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること」（傍点筆者）とされていたところ、*Hill* では、事案に即する形で「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、当の答弁協議の結果が異なっていたと思われる合理的蓋然性があること」（傍点筆者）と読み替えられた。前述したように、「当の答弁協議の結果」について、より条件の良い有罪答弁をするに至ったと思われることは「結果」に該当しないため、有罪答弁を選択するか公判を選択するかが「結果」に該当することになる。それゆえ、*Hill* は、具体的な判断基準として、「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁をせずに公判を選択していたと思われる合理的蓋然性があること」を設定した。

Jae Lee の反対意見は、*Hill* は要件⑥の充足の証明まで求めているという見解を示しているが、*Hill* にそのような

証明も要求されることを示唆するような判示はない。この点、同反対意見は、Hillの「Strycklandで述べたように、公判を選択した場合の結果の予測が必要な場合には、客観的になされなければならない、特定の意思決定者の特性を考慮してはならない。」⁽²⁴⁾という判示を、自らの見解の証左の一つであるとする⁽²⁵⁾。しかし、これは、同反対意見が言うところの要件⑥の充足の証明を求める趣旨ではないと思われる。

答弁協議において、被告人側は、有罪答弁を選択するか公判を選択するかの決断をする前提として、当の事案の証拠関係等に照らし、公判を選択した場合の見通しを立てざるを得ない。被告人側は、公判を選択した場合よりも良い条件・結果となるように検察官と交渉をし、良い条件・結果を得られる合意に至ったからこそ有罪答弁を選択するのであるから、公判を選択した場合の見通しは必須である。弁護士としても、公判を選択した場合の見通しを立てなければ、答弁協議における弁護活動の内容も定まらないのであるから、両者は密接に関連する。

Hillは、被告人側が公判を選択した場合の見通しを立てるに当たり、その見通しが不合理なものでないことを求めたものであると思われる。「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁をせずに公判を選択していたと思われる合理的蓋然性があること」の前提としての公判を選択した場合の見通しが、「特定の意思決定者の特性」、すなわち、被告人側の特異な・恣意的な見方に基づくものであつてはならず、被告人側の立てた見通しが「客観的に」見ても合理的であることを求めているのであろう。

また、Hillは、公判を選択した場合の見通しの立て方について判示するのみで、有罪答弁を選択した場合の「結果」と公判を選択した場合の「結果」を比較することについては何ら判示していない。

それゆえ、*Jae Lee*の法廷意見のように、Hillは、当の事案のような場合には、要件④（当の瑕疵ある弁護活動がなけ

れば、有罪答弁を選択せず公判を選択していたと思われる合理的蓋然性があること）の充足の証明のみを求めているものと理解すべきであり、また、そのような理解が一般的であると思われる。⁽²⁶⁾

2 Frye・Lafflerと「結果」の比較を求めた意味

このように、Hillでは要件⑥の充足の証明を求めなかったのに対し、FryeやLafflerではこれを求めている。Frye及びLafflerはHillとの事案の違いを強調するが、その両者の違いの意味が問われることになる。

Frye及びLafflerは、当の瑕疵ある弁護活動がなければ、被告人が有罪答弁をしていたとされる事案であった。つまり、これらの事案において、被告人は、実際に公判を選択したことによる結果よりも、良い条件・結果になっていたと思われる有罪答弁をすることができなかった、という場合である。

前述したように、一般的にみて、有罪答弁を選択する方が、公判を選択するよりも、認定される罪や科される刑罰が軽いものとなるため、被告人にとってはより大きな利益を得られることが想定される。ところが、これらの事案の場合、被告人は、瑕疵ある弁護活動のため、その得られたであろう利益を失っている。弁護活動の出来・不出来という被告人とは無関係の、かつ、被告人に何ら帰責事由のない事情のため、本来得られたであろう利益を得られないとき、いくら公判における公正な裁判を経て認定された罪や科された刑罰であったとしても、被告人はその罪や刑罰を受容し難いであろう。被告人からしてみれば、有罪答弁を選択することも可能であったとされる場合、いくら公判における公正な裁判を経ていたとしても、はたして自分の行為が公判で認定された罪や科された刑罰に真に相応しいものであったのか、過度に重い罪や重い刑罰になったのではないか、という疑念が生じ、ひいては、刑事手続の全体

及びその最終結果に対する信頼を失うという評価をすることもできよう。

もつとも、そもそも効果のない弁護があったことの主張・立証責任は被告人側に課されている。また、この場合、被告人側は、本来であれば得られたであろう利益の喪失を根拠に効果のない弁護があったことを主張するのであるから、被告人側でその利益の内容を具体化することが求められよう。さらに、この場合の被告人側の主張は、本来得られたであろう当の利益の獲得を目的とするものであるから、その利益を獲得できる可能性があったことを示すべきである。

とすれば、*Frye* や *Laffer* のように、瑕疵ある弁護活動のため公判を選択せざるをえず、弁護活動の在り方によっては、より良い条件・結果になっていたと思われる有罪答弁をすることができたと主張する場合には、そのような有罪答弁を選択していたことに加え、要件⑤の充足の証明、すなわち、公判を選択した場合の結果よりも有罪答弁をした場合の結果の方がより良いものであったということまで証明すべきとするのは合理的である。

3 *Hill・Jae Lee* の提示された判断基準と本件へのあてはめ

(1) それでは、*Hill* や *Jae Lee* のように、瑕疵ある弁護活動のため、有罪答弁を選択することになり公判を選択できなかったという事案において、要件④の充足の証明で足りるとされるのはなぜか。

有罪答弁という仕組みは、合衆国憲法がその整備を求めているものではないが、公判審理を受ける権利は、第六修正⁽²⁷⁾が被告人に弁護権(効果的な弁護を受ける権利)と共に保障する憲法上の基本権である。したがって、被告人が有罪答弁を選択した場合、これは、憲法上の基本権たる公判審理を受ける権利を放棄したことを意味することになる。

ところで、*Jaе Lee* の場合、有罪答弁を選択する場合よりも公判を選択する場合の方が、国外退去になるまでの服役期間において、若干ではあるが不利な結果となることがほぼ確実な状況にあった。また、*Lee* には、公判で主張可能な抗弁もなかったため、公判を選択することによって無罪を見込むことがほぼ期待できない状況にもあった。このような状況において、法廷意見が設定した判断基準から窺われるその唯一の関心は、公判審理を受ける機会を確保することであつたと思われる。

以上によれば、*Jaе Lee* の法廷意見は、当の瑕疵ある弁護活動が、憲法上の基本権の放棄に該当する有罪答弁の任意性・有効性に影響を及ぼすようなものである場合には、被告人が公判審理を受ける権利・機会を剝奪されたことそれ自体を重要視し、有罪答弁を選択した場合の結果と公判を選択した場合の結果の損得は関係のないものとして、要件①の充足の証明を不要としたということになろう。

アメリカ合衆国において、有罪認定の九〇%以上が有罪答弁によるものという実態があつたとしても、公判審理を経た有罪認定というのが刑事手続の本筋であるところ、起訴された犯罪が簡便に有罪答弁で処理されてしまい、公判審理を受ける機会を被告人から安易に剝奪することになるような事態は認めないという考慮があつたとも考えられる。前述したように、一般的にみて、有罪答弁を選択する方が、公判を選択するよりも、認定される罪や科される刑罰が軽いものとなるため、結果として被告人に不利になるわけではないとしても、公判審理を受ける機会を剝奪することを認めず、公判審理を受ける機会それ自体の価値・重要性を認めた、ということであろう。

(2) 合衆国政府は、*Lee* の場合、いずれにせよ国外退去になることが決まっていたのであり、公判を選択しても、より長期の服役をすることになるだけなので、*Lee* の主張する選択は合理的な判断とはいえない、と主張する。

しかし、長年にわたりアメリカで生活をし、アメリカで人生・生活の基礎を形成してきたLeeにとって、国外退去は、生活の場や収入の糧を失うという大きな損害をもたらすものであり、極めて厳しい制裁といえる。それは、国外退去それ自体は刑罰ではないが、見方によっては、刑罰によって自由や財産を剝奪されるのに匹敵する法的制裁と評価することもできる。そのような過酷な制裁を受けることになるおそれがある場合に、被告人とは全く関係がなく、かつ、被告人に何ら帰責事由のない瑕疵ある弁護活動によって、公判で有罪認定と共に国外退去の是非を争う機会を完全に剝奪してしまう結果になることは許されず、Leeの主張も合理的であると思われる。

五 おわりに

1 Jae Leeの意義として、

。Hillの再確認、すなわち、瑕疵ある弁護活動のため、有罪答弁を選択し公判を放棄した事案における侵害要件の判断基準は、「当の瑕疵ある弁護活動がなければ、有罪答弁を選択せず公判を選択していたと思われる合理的蓋然性があること」のみであることを再確認したこと

。活動要件と侵害要件の二要件で構成されるStrickland基準という枠組みの中での、これまでの合衆国最高裁の先例を整理したこと

。公判審理を受ける機会それ自体の確保を重要視したこと
が挙げられよう。

2 Jae Lee の法廷意見は、

- 。有罪答弁であれ公判であれ、有罪になった場合には刑罰と共に国外退去が義務付けられる
- 。被告人にとって、国外退去は過酷な法的制裁である
- 。被告人が、国外退去の回避に最大の関心を寄せており、その考えを答弁協議で表明している
- 。公判で主張できる抗弁が全くなく、ほぼ確実に有罪になる
- 。公判を選択した場合の量刑は、有罪答弁を選択した場合よりも若干厳しくなる見込み
- 。有罪答弁を選択した場合の結果に関する弁護人の誤った助言により、公判を放棄し、有罪答弁をすることになった

といった事実関係の下でなされた判断である。

Jae Lee の射程を考える上では、

- 。「国外退去」以外の法的制裁についてはどうか
 - 。当の法的制裁の「過酷さ」の有無・程度はどのように判断されるべきか
 - 。公判を選択した場合と有罪答弁を選択した場合の「結果の差」の有無・程度はどのように判断されるべきか
- ということが考慮されることになる。

3 Jae Lee の反対意見は、法廷意見に対する懸念として、

- 。刑事法運用制度に安定性と確実性をもたらす有罪答弁という仕組みへの影響（例えば、検察官が有罪答弁の利用

に消極的になる可能性)

。有罪答弁の終局性、有罪答弁に対する人身保護令状の濫訴、被告人の立証責任の軽さ

。法廷意見の射程

。裁判所と検察官への重大なコストの負荷(例えば、証拠調べ手続を行う負担など)

を挙げる。

有罪答弁の終局性や有用性については、これまでの合衆国最高裁の先例でも繰り返し指摘されてきたものである。これらの価値について、*Jae Lee* の法廷意見も否定するものではないのは明らかである。*Jae Lee* の法廷意見が提示した判断基準においては、「合理的蓋然性」、すなわち、当の事案において、被告人が有罪答弁をせずに公判を選択することが合理的であるか否かという判断が慎重になされることが求められる。この判断は、ケース・バイ・ケースの判断ならざるを得ないが、前述した *Jae Lee* の事実関係(国外退去、過酷さ、結果の差など)はその目安となる。

(1) 「全ての刑事訴訟において、被告人は、……自己の防御のため、弁護人の助力を受ける権利を有する」(United States Constitution, Sixth Amendment)。なお、第六修正の弁護権は、連邦事件(裁判所)における被告人に保障される権利であるが、合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセス条項を通じて、州事件(裁判所)における被告人にも保障される権利である(See, *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963))。

(2) *E. g.*, *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932); *Glasser v. United States*, 315 U.S. 60 (1942); *McMann v. Richardson*, 397 U.S. 759 (1970); *Cuyler v. Sullivan*, 446 U.S. 335 (1980).

(3) 466 U.S. 668 (1984). 本件の解説として、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』(中央大学出版部、一九九四年)九〇頁(権橋隆幸)、宮城啓子「効果的な弁護を受ける権利」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』(有斐閣、一九九八年)

- 三四二頁〔初出：ジュリスト八五一号一三三頁（一九八五年）〕、岡田悦典「効果的な弁護の保障」樋口範男ほか編『アメリカ判例百選』（有斐閣、二〇二二年）一一八頁。また、答弁協議における効果的弁護の先行研究として、椎橋隆幸「刑事弁護・捜査の理論」（信山社、一九九三年）一六五頁、清水真「有罪答弁制度と効果的弁護」井田良ほか編『椎橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学（上）』（信山社、二〇一六年）三三九頁。
- (4) アレインメントにすぎず Hamilton v. Alabama, 368 U.S. 52 (1961)；大陪審起訴後の取調べにすぎず Massiah v. United States, 377 U.S. 201 (1964)；大陪審起訴後のライナップにすぎず United States v. Wade, 388 U.S. 218 (1967)。
- (5) McMann v. Richardson, 397 U.S. 759 (1970); Argersinger v. Hamlin, 407 U.S. 25 (1972)。なお、合衆国における連邦上の有罪答弁・答弁取引制度について検討したものととして、吉田有希「有罪答弁・答弁取引事件における判決の破棄について」中央大学大学院研究年報・法学研究科篇四七号一〇七頁（二〇一八年）。
- (6) 582 U.S. ____ (2017)。
- (7) 合衆国法典タイトル二一第八四一条 (a) (1)。
- (8) 合衆国法典タイトル八第一一〇一条 (a) (43) (B)；第一二二七条 (a) (2) (A) (iii)。
- (9) 559 U.S. 356 (2010)。
- (10) ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケイガン各裁判官参加。なお、ゴースッチ裁判官は本件の審理と判断に参加していない。
- (11) 474 U.S. 52 (1985)。
- (12) アリトー裁判官は、(1)以外に参加。
- (13) 562 U.S. 115 (2011)。
- (14) 566 U.S. 134 (2012)。
- (15) 566 U.S. 156 (2012)。
- (16) バーガー首席裁判官、ブレナン裁判官、マーシャル裁判官、ブラックマン裁判官、パウエル裁判官、オコナー裁判官参加。
- (17) 397 U.S. 759 (1970)。
- (18) Thomas, J., the dissenting opinion, p. 3, note.

- (19) キンズバーク裁判官、フライヤー裁判官、ソトマイヨール裁判官及びケーガン各裁判官参加。
- (20) 566 U.S. at 149.
- (21) 566 U.S. at 139–140.
- (22) キンズバーク裁判官、フライヤー裁判官、ソトマイヨール裁判官及びケーガン各裁判官参加。
- (23) Roberts, C.J.: the opinion of the court, p. 7, note 1.
- (24) 474 U.S. at 59–60.
- (25) Thomas, J.: the dissenting opinion, p. 7.
- (26) See e.g., Dressler & Michaels, “Understanding CRIMINAL PROCEDURE: Volume 2: ADJUDICATION,” 4th, Lexis Nexis, 2014, p. 185–186; Kamisar et al., “MODERN CRIMINAL PROCEDURE: CASES, COMMENTS, AND QUESTIONS”, 14th, West Academic Publishing, 2015, p. 1258, note b; Allen et al., “CRIMINAL PROCEDURE: Investigation and Right to counsel,” 3rd, Wolters Kluwer, 2016, p. 203.
- (27) 「全ての刑事訴訟において、被告人は、犯罪が行われた州のそれが行われた地区……の公平な陪審員による迅速な公開の裁判を受ける権利を有する。」(United States Constitution, Sixth Amendment)。
- (28) Thomas, J.: the dissenting opinion, p. 11.

〔付記〕

本稿は、中央大学日本比較法研究所共同研究グループ「米国刑事法の動向の研究（米国刑事法研究会／代表・堤和通）」二〇一八年度第二回研究会で行った報告に加筆・修正したものである。

（駒澤大学法学部准教授）